

# 自主規制モニター会議議事要旨（2025年10月24日）

## . 日 時

2025年10月24日（金）13時00分～15時00分

## . 場 所

日本公認会計士協会 公認会計士会館 2階 204会議室

## . 出席者

自主規制モニター会議委員（五十音順・敬称略）

神田 安積（議長）、岳野 万里夫、長谷川 高顕、浜田 康、林 隆敏（副議長）、山田 龍彦、吉松 加雄

日本公認会計士協会

南 成人（会長）、小倉 加奈子（担当副会長）、関根 和昭（監査・規律担当常務理事）、勝島 康博（品質管理担当常務理事）、栗田 渉（品質管理委員会レビューチーム主席レビューアー）、伏谷 充二郎（自主規制本部本部長）、横山 武史（自主規制本部部門長）

## . 議事要旨

### 1. 議長の互選

会則第111条第1項の規定に基づき、委員（会員である委員を除く。）の互選を行った結果、神田委員が議長に、林委員が副議長に選任された。

### 2. 経営方針（自主規制関係）

新執行体制の紹介及び経営方針（目標及び重点施策）について、会長から説明があった。

### 3. 本年度のモニタリングの重点項目

品質管理レビュー制度、上場会社等監査人登録制度及び個別事案審査制度（審査申立て制度を含む。以下同じ。）に係る本年度のモニタリングの重点項目について、担当副会長から説明があった。

### 4. 自主規制制度の運営状況

品質管理レビュー制度、上場会社等監査人登録制度及び個別事案審査制度の運営状況について、資料配付により報告があった。

## 5 . 自主規制に係る論題

### (1) 昨今の会計不祥事に係る対応

昨今の会計不祥事に係る対応（個別事案審査制度における会長の公表判断（プレスリリースの公表）信用金庫等の会計監査人のモニタリングに関する取組等）について、担当副会長から説明があった。

### (2) 委託研究「日本の監査実務の質を確保・向上させる新たな方法の探求の研究に関する共同研究」

監査の質と時間・報酬の関係の分析をテーマとした委託研究の成果について、資料配付により報告があった。

## 6 . 意見交換

委員から以下の意見があった。

### (1) 経営方針（上記 2 関係）

目標：監査の信頼性・魅力の向上（重点施策に自主規制機能の強化を含む。）

内部管理体制等に問題を抱える会社の監査を中小監査事務所が受嘱する傾向が見受けられ、これが悪循環となっている。このような場合において監査事務所の体制に見合った受嘱とリスク評価に基づく適切な監査が実施されるよう、品質管理レビュー制度や上場会社等監査人登録制度の適切な運用、指導・監督機能の強化を期待する。

ITバブル崩壊後の業界全体の業績不振の中、会計不正予防のため「受託者責任を最優先（Fiduciary duty comes first）」に厳しく取り組んだ米国IT大手企業のグローバルCFOのように、会計不祥事予防のため新会長にはリーダーシップを発揮して各施策に取り組んでいただきたい。

会計不正の背景にある企業風土やガバナンスの問題も重要である。会計上のテクニカルな対話にとどまらず、企業風土やガバナンスについても、これらを深く知り得る立場にある常勤監査役との連携をこれまで以上に深めてもらいたい。また、監査品質に対するイメージはそれぞれ異なり、特に執行側では、低廉な監査報酬や会社に寄り添った判断を監査品質と捉える者もいるため、常勤監査役と監査人の連携の中で「監査品質とは何か」について分かりやすい説明があると、監査役と執行側のコミュニケーションや社会の理解も進むのではないか。

IT業界の不正は 20～30 年前からあるが、昨今の会計不正事案の報道等を見る限り、IT 業界に対する監査の質は向上していないのではないかと感じる。掲げている経営方針を着実に実現していくことが肝要である。

#### 目標：優秀かつ多様な人材確保と育成

この国の資本市場の基礎となる財務諸表の監査やその周辺のコンサルティング業務も含め、公認会計士が適切にその役割を果たすかどうかが日本経済全体に影響する。良い人材を確保し、適切な教育が継続的に行われることを期待する。

監査業界を離れる若い世代が年々増加傾向にある。若者の働くことに対する意識や働き方そのものの変化によるものであるため、大きな流れとして捉えた上で、報酬や働き方など、監査環境や公認会計士を取り巻く環境の整備について検討する必要がある。

監査業界に携わる公認会計士が過半を割っている現状について、監査業界にとどまらず、事業会社のCFOなど、社会のインフラとして多用な領域で幅広く活躍できる余地があると考えられる。

#### 目標：会計リテラシーの向上

国民の会計リテラシーの向上のため、協会が会計教育の中心的な機能を果たしていくことは重要である。様々な問題の基本に会計リテラシーの問題があり、特に、会計リテラシーの習得の機会が十分に得られないまま社会人となった人々への取組が大事である。即効性があるわけではないが、長期的には重要であり、粘り強い取組を期待する。

会計リテラシーとは、本来、国全体の会計に対する考え方のはずであり、投資や金融に重心が行き過ぎた捉え方には違和感がある。会計の理論や概念の研究を促進し、それらの知識が若年層を含め国全体に広がるようにすることが、協会の本来の役割ではないか。何をもって会計リテラシーと考えるかも含め、本施策に取り組んでもらいたい。

#### 目標：持続可能な基盤の確立

協会の理事会は約 90 人の役員で構成されているとのことだが、人数構成も含め、執行機関としての議論の質の向上や活性化の点で課題があるのではないか。

中小監査法人の基盤強化の推進、開示・監査制度改革の推進、国際的なルールメイキングへの積極的関与など、組織としての力がますます問われる重点施策が掲

げられているため、協会の機能強化を進めてもらいたい。

## 全般

経営方針に紐づく重点施策について、この3年間でどのような工程表を立てて実施していくのか、またその進捗状況について、折に触れて説明いただく機会を設けてもらいたい。

協会の運営上、監査に携わっている会員とそうでない会員では利害も異なり、場合によっては対立することもあるかもしれない。会員の帰属意識や一体性を高めることができ、経営方針の各項目にも影響してくると思われるため、こうした問題にも向き合い、各施策を実行に移してもらいたい。

### (2) 個別事案審査制度（上記4関係）

懲戒処分の実効性（公表という社会的制裁を適時に与えることによる非違行為の再発防止効果）の確保のためにも、個別事案審査における事案処理の迅速化が求められているとのことだが、取組を前進させるには、公表により得られる効果との兼ね合いで、ある程度具体的な数値目標を設定することが望ましい。

### (3) 昨今の会計不祥事に係る対応（上記5(1)関係）

会計不正事案が起こると、中小監査事務所の監査の質という議論になりがちであるが、相手は意図的に不正を行う犯罪者であるため、正常な世界での議論を超えて、犯罪者に狙われないようなリスク管理も考えなければならない。関係者全体のネットワークでサポートしていく必要がある。

資本市場のゲートキーパー三者（監査人、証券会社、取引所）がそれぞれの立場で役割を適切に果たすため必要な業務改善等を進めるとともに、一体として再発防止に努めることが重要である。信頼の全ての基礎である会計監査の重要性を踏まえ、協会として対応の検討を進めてもらいたい。

会計不祥事への予防的な対応として、会社経営者側の倫理観や倫理意識の向上も重要と考える。

内部通報がなければ発覚に至らない、経営者の不正の意図を見抜けないということでは、社会的な評価を維持することは難しいのではないか。

以下は、個別事案審査制度における会長の公表判断に関する意見

会長の公表判断に係るガイドラインにおいて基準が設けられているが、当該ガイドラインに囚われ過ぎず、一定の柔軟性をもって公表の判断がなされることが適当である。市場の注目度や社会的な重要度は高くとも、監査の品質という点で重要と思われる事案もあるため、こうした観点も含め、適切に公表される態勢が望ましい。

会長の判断による例外的な公表については、その時々の会長の状況判断で良いのではないか。調査対象である監査法人の正当な利益と、公認会計士業界全体の信頼性確保や社会的影響との比較衡量で公表の判断に至るものと理解している。調査着手の段階で公表した以上、処分の有無にかかわらず結果の説明は必要であり、その点も含めて対応を検討してもらいたい。

会長の公表判断に係るガイドラインの基準については異存ない。公表の適時性については自主的に検証してもらいたい。

以下は、2025年6月3日開催の自主規制モニター会議において取り上げた「信用金庫等の会計監査人に対する品質管理レビュー制度上のモニタリングの在り方等の見直し」及び直近の会計不祥事を踏まえた、信用金庫等の会計監査人に対するモニタリングの取組に関する意見

品質管理レビュー制度上のモニタリングのあり方も含め、協会の取組の方向性に異存はない。協会の対応としては、不正が発覚すれば社会的影響は大きいということの意識付けとして、アンケート等の取組を通じて監査事務所に注意喚起をすることで十分であると思料する。

信用金庫等の会計監査人に対する品質管理レビューのあり方について、引き続き課題感があるとのことだが、リソースとの兼ね合いで、協会としての必要な取組に制約が生じるのであれば、必要な数のレビューを手当するなど、リソースを工夫する方向での検討が必要ではないか。

信用金庫等については、地場の公認会計士や中小監査法人が監査を行うケースが多いと思われる。事故が起これば社会的影響は大きいため、信用金庫等の監査は一定規模以上の監査法人に限定する、あるいは、個人の公認会計士であれば共同監査とするなど、数多い信用金庫等の監査に品質管理レビューの有限のリソースをどう充てていくかではなく、信用金庫等の会計監査人の現状の数を品質管理レビューのリソースに見合った形に集約し、リスクを減らすことを考えても良いのではないか。

#### (4) 委託研究「日本の監査実務の質を確保・向上させる新たな方法の探求の研究に関する

## 共同研究」(上記5(2)関係)

今後研究を継続する際は、時間や報酬が増えれば監査品質が向上するというだけではなく、証券市場全体、日本経済全体のためにどのような仕組みが必要か、といった方向性を持つと、ステークホルダーの納得感も得られやすいのではないか。

以上

### <お問い合わせ先>

日本公認会計士協会 自主規制本部

E-mail : monitor@sec.jicpa.or.jp